

神戸市帯状疱疹ワクチン接種助成事業実施要領

1. 趣旨

この要領は、「神戸市定期予防接種及び行政措置予防接種費用助成要綱」に基づき実施する、帯状疱疹ワクチン接種費用の助成について必要な事項を定める。

2. 実施主体

神戸市

3. 実施機関

神戸市内の予防接種契約医療機関

4. 帯状疱疹ワクチン予防接種助成の対象者

接種日時時点で神戸市に住民登録のある、満 50 歳以上の方
ただし、兵庫県下の他の自治体で同様の補助制度を利用した方は除く。

5. 帯状疱疹ワクチン接種の種類

帯状疱疹不活化ワクチン（シングリックス筋注用）、もしくは水痘生ワクチン

6. 帯状疱疹ワクチン接種の助成金額と助成回数

助成金額は、被接種者 1 名に対しいずれのワクチンにおいても 4,000 円とする。
また、助成できるのは、いずれかのワクチンを対象とし年度につき 1 回限り（不活化ワクチンは 2 回接種だが、補助は 1 回）とする。

7. 不当利得の返還

神戸市は、偽りその他不正な手段によりこの要領による助成の交付を受けた者がいるときは、その者から当該交付した助成金の額の全部又は一部を返還させるものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。